○関東地方整備局告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月九日

関東地方整備局長　泊　宏

別表の指定番号二十七の項住所欄中「東京都千代田区三崎町二丁目20番7号」を「東京都千代田区神田三崎町二丁目20番7号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「東京都千代田区三崎町二丁目20番7号」を「東京都千代田区神田三崎町二丁目20番7号」に改める。

国会事項

衆議院

辞令

（財務金融調査室首席調査員）
衆議院調査局調査員　吉川美由紀

衆議院参事に任命する
記録部長を命ずる
（記録部長）衆議院参事　花島　克臣

管理部長を命ずる
（管理部長）同　近藤　博人

衆議院常任委員会専門員に任命する
総務委員会専門員を命ずる
総務調査室長に充てる
地方創生に関する特別調査室長兼務を命ずる
（外務調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　小林　扶次

衆議院常任委員会専門員に任命する
外務委員会専門員を命ずる
外務調査室長に充てる
（外務委員会専門員）衆議院常任委員会専門員　辻本　頼昭

国家基本政策委員会専門員を命ずる
国家基本政策調査室長に充てる
北朝鮮による拉致問題等に関する特別調査室長兼務を命ずる
（委員部第七課調整主幹）衆議院参事　元尾　竜一

秘書課総務主幹を命ずる
（委員部第一課長）同　佐藤　憲仁

委員部副部長を命ずる
委員部第一課長事務取扱を命ずる
（財務金融調査室次席調査員）衆議院調査局調査員　野﨑　政栄

衆議院参事に任命する
委員部第七課調整主幹を命ずる

庶務部副部長を命ずる
庶務部広報課長事務取扱を命ずる
（委員部副部長情報監視審査会事務局総務課長事務取扱）同　小池　章子

管理部副部長を命ずる
管理部厚生課長事務取扱を命ずる
情報監視審査会事務局総務課長事務取扱を免ずる
（管理部業務課長）同　岩上　昌亮

管理部印刷課長を命ずる
（管理部印刷課長）同　山田　淳一

管理部業務課長を命ずる
（国際部総務課長）同　名雲　茂之

国際部副部長を命ずる
国際部総務課長事務取扱を命ずる
（裁判官訴追委員会事務局総務・事案課長）裁判官訴追委員会参事　永窪　方明

衆議院参事に任命する
情報監視審査会事務局総務課長を命ずる
（農林水産調査室首席調査員）
衆議院調査局調査員　梶原　武

内閣調査室首席調査員を命ずる
（管理部副部長管理部厚生課長事務取扱）衆議院参事　安堂　雅哉

衆議院調査局調査員に任命する
外務調査室首席調査員を命ずる
（内閣調査室首席調査員）衆議院調査局調査員　藤田　和光

財務金融調査室首席調査員を命ずる
（財務金融調査室）同　相川　雅樹

財務金融調査室次席調査員を命ずる
（環境調査室首席調査員兼原子力問題調査特別調査室首席調査員）同　吉岡　晴子

農林水産調査室首席調査員を命ずる
原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を免ずる
（第一特別調査室首席調査員）同　原田　健成

環境調査室首席調査員を命ずる
原子力問題調査特別調査室首席調査員兼務を命ずる
（秘書課総務主幹）衆議院参事　菊田　幸夫

裁判官訴追委員会事務局へ出向を命ずる（以上一月一日）

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理解職
国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

○国土交通大臣臨時代理解職
同　齋藤　健

国土交通大臣石井啓一帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に国土交通大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上二十九年十二月二十九日）

（鹿児島家庭裁判所判事兼鹿児島地方裁判所判事・鹿児島簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　宮﨑　秀典

願に依り本官並びに兼官を免ずる（二十九年十二月三十一日）

○外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

外務大臣河野太郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月三日）

国家公安委員会

（関東管区警察局総務監察部長）
警視監　種部　滋康

茨城県警察本部長を命ずる（二十九年十二月二十六日）

警察庁

（関東管区警察局広域調整部長）
警視長　山岸　一生

関東管区警察局総務監察部長兼広域調整部長を命ずる（二十九年十二月二十六日）

法務省

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する　佐伯　仁志　林　美月子　渕上　玲子

検察官特別任用分科会に所属させる（各通）　寺脇　一峰

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する

検察官特別任用分科会に所属させる

公証人分科会に所属させる　上原　敏夫　植村　京子　大野　重國

検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する　鹿野菜穂子　小林　正一　山本　修三

公証人分科会に所属させる（各通）（以上一月一日）

農林水産省

（大臣官房参事官）農林水産事務官　菅原　誠治

国家公務員法第八十一条の三の規定による期限の到来により平成二十九年十二月三十一日限り退職

辞職を承認する（以上二十九年十二月三十一日）

（大臣官房予算課予算調査官）農林水産事務官　福原　伸之

大臣官房参事官に昇任させる

（農村振興局整備部水資源課農業用水対策室長）農林水産技官　清野　哲生

農村振興局整備部地域整備課長に昇任させる（以上一月一日）

会計検査院

検査官　柳　麻理（小林　麻理）

会計検査院長河戸光彦海外出張不在中会計検査院法施行規則第八条の規定により会計検査院長の職務を代行する（一月九日）